

令和５年度地方消費税の引上げに伴う対応の実績

地方消費税の税率引上げ（１％→１．７％→２．２％）に伴う増収額約３７７億円（都道府県間清算及び市町村交付金交付後）については、その全額を社会保障施策に要する経費の財源に充当。

※消費税及び地方消費税：税率１０％（国７．８％，地方２．２％）

（単位：百万円）

〔区 分〕	
（歳入）地方消費税の税率引上げに伴う増収額	３７，７１２
（歳出）社会保障施策に要した経費合計	１８０，３５６
（うち一般財源）	１５７，１８４
（参考）地方消費税の税率引上げに伴う増収額の充当内訳	
○医 療	１１，４５２
○介 護	７，７７３
○少 子 化 対 策	１１，０６２
○その他社会保障施策	７，４２５
合 計	３７，７１２
〔主な事業〕	
○医 療	
・ 国民健康保険基盤安定対策費負担金	１，８９０
（うち低所得者保険料軽減措置の拡充等	１，８９０）
・ 後期高齢者医療基盤安定対策費負担金	１，５２１
（うち低所得者保険料軽減措置の拡充	１７９）
・ 後期高齢者医療給付費負担金	５，０９７
・ 予防費（特定疾患治療研究費等）	４４１
・ 地域医療介護総合確保基金積立金（医療分）	７３９
・ 小児、妊産婦医療費助成事業費	１，０４０
○介 護	
・ 介護保険費（介護給付費負担金等）	５，７５１
（うち介護報酬改定による介護職員の処遇改善等	１，２７０）
・ 地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）	４５８
・ 介護保険低所得者保険料軽減負担金	７４８
○少子化対策	
・ 子ども・子育て支援新制度関連事業費	９，６３２
（うち幼児教育・保育の無償化対応分	３，９２５）
・ 多子世帯保育料軽減事業費	５３６
○その他社会保障施策	
・ 障害福祉援護費（自立支援給付費等）	７，１９２